

# 事故米穀の不正規流通事案に関する対応策緊急取りまとめ

平成20年 9 月22日

事故米穀の不正規流通に関する対応検討チーム

## はじめに

今般の事故米穀の不正規流通問題は、三笠フーズ(株)の事故米穀の食用転売に端を発し、その後の緊急一斉点検の結果、新たに数社についても、事故米穀の扱いに関する国との契約で定められた買受目的以外に使用していたことが確認されたものである。

本問題に対しては、問題の広域性、社会的影響の大きさ等に鑑みて、政府一体となって対応するよう総理が指示されたことを踏まえ、内閣府に増原内閣府副大臣をヘッドとし、関係府省の担当官をメンバーとする「事故米穀の不正規流通に関する対応検討チーム」を設置し、政府内の連携を強化して、事故米穀の流通経路の早期解明・回収、迅速な情報提供、再発防止策の検討を進めてきた。

消費者の安全・安心の確保を最優先にするとの認識のもと、早急に検討した結果に基づいて、これまでに判明した事実及び当面の緊急対応、今後の課題等について、以下のとおり取りまとめる。

## 問題の背景

- ・ 事故米穀とは、W T O 協定に基づく輸入米（年間約77万トン）のうち輸入後の国内残留農薬基準の見直しによって基準値を超えることが判明した米穀等及び倉庫に保管中に水濡れ等の被害を受けたりカビが生えたりした米穀のことをいう
- ・ 平成15年度から20年度にかけて政府が17業者に対して売却した事故米穀の総量は7,400トンであり、このうち非食用に使う条件で農林水産省が民間業者に販売している事故米穀は、6,740トン
- ・ このうち基準値を超えるメタミドホスが検出された米穀は3,469トン
- ・ カビ毒であるアフラトキシンが検出された米穀は9.5トン
- ・ このほか、商社が工業用に販売した輸入米穀のうち、基準値を超えるアセチルリト<sup>®</sup>が検出された米穀が598トン

## 判明した事実・緊急の対応

### 1 全容説明

#### (1) 事故米穀の流通経路、取扱事業者の名称等

三笠フーズ(株)

ア．購入した事故米穀（工業用）の総量

- ・ 2594トン（うち、商社からの購入分815トン）

イ．流通、処分等の状況

- ・ カビ米(アフラトキシン検出)：9.5トン（調査終了）  
うち在庫・非食用利用等 6.7トン 食用流通 2.8トン
- ・ 中国産もち精米(メタミド・叔検出)：800トン（調査継続中）  
うち在庫・非食用利用等 677トン 食用流通 123トン
- ・ ベトナム産うるち精米(アタミフ・リド検出)：598トン（調査終了）  
うち在庫・非食用利用等 151トン 食用流通 447トン
- ・ このほかにカビ米（アフラトキシンは検出されていないもの）等1,187トン

一斉点検対象業者(19業者（うち3業者は商社）、別紙A)：調査対象数量（工業用） 5774トン（うち、815トンは商社から三笠フーズ(株)へ販売）

ア．事故米穀を食用に転用された疑いのある事業者（3事業者）

1) (株)浅井が購入した事故米穀 1,297トン

- 中国産もち精米(メタミド・叔検出)：570トン（調査継続中）
- このほかにカビ米（アフラトキシンは検出されていないもの）等727トン

2) 太田産業(株)が購入した事故米穀 1,136トン（調査継続中）

- 中国産もち精米(メタミド・叔検出)：718トン
- このほかにカビ米（アフラトキシンは検出されていないもの）等418トン

3) 島田化学工業(株)が購入した事故米穀 236トン

- カビ米（アフラトキシンは検出されていないもの）等 236トン

イ．調査中の事業者（4事業者） 2,076トン

- 中国産もち精米（メタミド・叔検出）：1,380トン
- このほかにカビ米（アフラトキシンは検出されていないもの）等696トン

ウ．事故米穀を目的通り使用したことを確認した事業者（9事業者）213トン

- カビ米（アフラトキシンは検出されていないもの）等 213トン

三笠フーズ(株)・(株)浅井・太田産業(株)・島田化学工業(株)に関連する流通経路等は別紙Bのとおり

## (2)流通経路や流通後の状況が把握できない事故米穀の総量、その理由

### 現状

- ・カビ毒のアフラトキシン(9.5トン)、農薬のアセタミプリド(598トン)が検出された米穀については調査完了
- ・メタミドホスが検出された米穀のうち、三笠フーズ(株)ルートの調査は29トン分を除き終了
- ・メタミドホスが検出された米穀のうち、(株)浅井、太田産業(株)ルートについては、販売先を開示しない事業者の存在、代表者の行方不明等により、調査に時間がかかっているが、更に調査を進める必要
- ・9月16日に関連業者の名称を公表したことで、販売先についての情報提供に非協力的な業者が増加しているが、引き続き情報提供を要請しつつ調査を進める必要

### 今後の方針

- ・カビ米を含む流通経路や流通後の状況が把握できない事故米穀については、事業者による調査協力拒否に対し、食糧法第52条を根拠とする権限行使(罰則あり)であることを明確にして、立入検査・報告徴求等を繰返し、検査を実施
- ・さらに、解明を加速するため、具体的事案を考慮のうえ、食品衛生担当部局、警察等、関係機関と協力し、解明をすすめる

## 2 事故米穀等の回収・廃棄処分

### (1)回収

#### 現況

#### ○三笠フーズ(株)

- ・9月5日三笠フーズ(株)に対して、転売した事故米穀及びその加工品を速やかに回収することを農林水産省より要請
- ・福岡県から三笠フーズ(株)に対し、9月5日以降、食品衛生法第54条に基づき、事故米穀量2594トンについて、回収命令を発出し、三笠フーズ(株)は、9月21日までに380トンの事故米穀を回収(福岡県からの報告による)。その内訳は別紙Cのとおり
- ・9月11日農林水産省が不正競争防止法違反で告発
- ・なお、9月12日福岡県は、三笠フーズ(株)に対し、食品衛生法第55条に基づき、既に営業禁止処分を実施

#### ○(株)浅井及び太田産業(株)

- ・9月10日(株)浅井及び太田産業に対して、転売した事故米穀及びその加工品を速やかに回収することを農林水産省より要請

- ・ 9月21日(株)浅井に対し、食品衛生法第54条に基づき、回収命令を発出するよう、名古屋市に要請
- 島田化学工業(株)
  - ・ 9月13日島田化学工業(株)に対して、転売した事故米穀及びその加工品を速やかに回収することを農林水産省より要請
  - ・ 新潟県から島田化学工業(株)に対し、9月17日食品衛生法第54条に基づき、販売済みのでん粉について回収命令を発出し、島田化学工業(株)は、出荷先の残品を調査中

#### 今後の予定

- ・ 引き続き、食品衛生法による回収を行わせ、事故米穀に関する回収状況等を把握し次第、逐次公表
- ・ 上記以外の食用に転用された事故米穀についても、流通経路の確認を継続し、流通経路を確認でき次第、厚生労働省は、食品衛生法に基づき、各自治体から事業者に対して回収を命令するよう要請

## (2) 廃棄処分

#### 農水省による処分

- ・ 事業者売却していない政府の事故米穀については、単なる水濡れ等を除き販売停止し、焼却等の廃棄処分を実施

#### 事業者による処分

- ・ 国は、回収命令を出している自治体の衛生部局に対し、事故米穀の回収及び保管状況を継続的に確認するよう要請する
- ・ 事業者は回収した事故米穀の処理計画を自治体の衛生部局に提出

## 3 消費者に対する積極的な情報提供

### (1) 農政事務所、保健所等における対応

- ・ 今般の事故米穀の流通経路上にある企業が、自社の製品の残留農薬等の分析を希望する場合には、各地方農政局及び農政事務所において無料で対応するとともに、分析結果を公表（別紙D）
- ・ 保健所等においても、食品の安全性確保の観点から製品の残留農薬濃度の分析に積極的に取り組み、その結果を公表するよう自治体に対して要請（別紙D）

### (2) 未使用の確認及び公表

- ・ 事業者が事故米穀又はその加工品を、食用として販売又は加工に使用しなかったものと確認された場合は、当該事業者名を公表

### (3) 科学的知見（リスク評価結果等）の提供等

- ・メタミドホス、アセタミプリド、アフラトキシン等について、最新の科学的知見をホームページ等を通じて提供（残留農薬については、子供や妊婦等も含めて健康に影響がでないレベルであること等）
- ・アフラトキシンについて、迅速にそのリスク評価を実施
- ・消費者団体等との積極的なリスクコミュニケーションの実施
- ・食の安全ダイヤル等を通じた消費者の問い合わせに対する対応

#### 4 関連企業等に対する経営支援等

##### (1) 関連中小企業等への金融支援対策

- ・政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫及び沖縄振興開発金融公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び経済産業局に資金繰り支援に関する特別相談窓口を設置し政府系中小企業金融機関による、セーフティネット貸付の適用を実施（9月16日）。相談窓口は別紙Eのとおり
- ・農林漁業金融公庫及び農林中央金庫に相談窓口を設置

##### (2) 経営支援

- ・善意の関連事業者が製品の回収や売上げの減少により経営に支障を来すケースに対する必要な経営支援を行う方向で検討

#### 5 事故米穀を新規に流通させないための措置

- ・事故米穀については、単なる水濡れ等を除き、食用への横流しの可能性を根本から断つため、国内市場に流通させないこととする。具体的には、
  - 1) W T O 協定に基づき国家貿易で輸入する米については、国と輸入業者との契約により、次のように取り扱う
    - ・輸入時に、厚生労働省の輸入検疫で食品衛生法上問題があることが判明した場合に、輸出国等への返送又は廃棄処分を行わせる
    - ・輸入時点において既に食品衛生法上問題があったことが輸入後に判明した場合にも、輸出国等への返送又は廃棄処分を行わせる
    - ・なお、輸入後に保管上の問題等によりカビ等が発生した場合には、国が廃棄処分を行う
    - ・本事案の発生後、国家貿易による米の輸入を停止しているが、契約条項の整備を速やかに行い、準備が出来次第、輸入手続を再開する（麦についても同様の取扱とする）
  - 2) 食糧法に基づき備蓄している国産米については、保管上の問題等によりカビ等が発生した場合には、国が廃棄処分を行う

## **今後の対応**

### **1 今後の検討課題**

#### **(1)米の流通・取引に関する検査体制の強化**

米販売関係の担当でなく、検査に習熟している食品表示Gメン等の検査担当職員に担当させる

厳格な検査マニュアルを作成する

検査は抜き打ちで行う

検査担当職員の能力向上のため、他省を含めた人事交流を行う

#### **(2)米穀の流通システム全般の見直し**

- ・事故発生時の情報収集、流通経路の把握の迅速化を図るための米に関するトレーサビリティ・システム及び消費者が米関連商品を適切に選択できるようにするための米関連商品について幅広く原料米原産地表示を行うシステムの確立の検討に着手
- ・上記を含め、現在の複雑な米穀の流通システムを見直すことを通じて、食に対する消費者の安全・安心を確保

#### **(3)行政責任の明確化、厳正な処分等**

- ・事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議で検証のうえ、関係機関において処分等を実施

#### **(4)法令違反の事業者に対する厳正な措置**

行政処分

- ・新たに事故米穀を食用に転売したことが明らかになった事業者に対し、三笠フーズ(株)に対してと同様、食品衛生法上の営業禁止等の行政処分を厳正に実施

告発

- ・新たな調査の進展に伴い、新たな違法行為が明らかになった場合には、告発を行う

#### **(5)不正取引を行う事業者に対する罰則の強化等**

- ・食品の流通にかかわる事業者による不正取引等に対する食品衛生法、食糧法、不正競争防止法等の関連法令の罰則が行為の反社会性・重大性に見合ったものかどうかなどについて、当該事業者に対する規制の仕組み全体を踏まえて検討

## 2 対応策取りまとめ後の対応

- ・本問題に関する消費者の安全・安心が確保されるまでの間、情報の迅速な発信等、政府一体となった取組を継続
- ・この取りまとめは当面の対応策として位置づけられるものであり、今後事態の推移に応じて、必要な対応策を講ずる

### 別紙リスト

- ・別紙 A ... 一斉点検対象業者の名称等
- ・別紙 B ... 事故米穀の流通経路、取扱事業者の名称等
- ・別紙 C ... 三笠フーズ(株)の事故米穀に関する回収状況
- ・別紙 D ... これまでの製品の分析結果結果一覧
- ・別紙 E ... 資金繰り支援に関する特別相談窓口、その他相談窓口（国民生活センター、食の安全ダイヤル、農林水産本省及び地方組織）